

土庄町農業委員会会議録

平成29年4月20日

出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	中川 修作	中黒 哲也
森田 嗣洋	平林 紀芳	三村 康	佐伯 敏雄
森 和志	石井 正樹	濱中 紀仁	末長 顕悟
中野 博喜	藤田 忠義		

欠席委員

事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹 主任主事 毛利 智基

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、4月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

4月1日付けで事務局が変わりましたので、ご挨拶いただきたいと思います。

(事務局あいさつ、自己紹介)

本日は、付議事項として5議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

中野委員、藤田委員よろしく申し上げます。

議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1、2ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第1番について、平林委員からご説明申し上げます。

(平林委員)

議案第1号第1番については、譲渡人と譲受人は親族であり、申請地は以前より譲受人が管理しており、今回贈与ということで、問題ないかと思えます。

(議 長)

平林委員よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第2番について、平林委員よりご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第1号第2番について、申請地は耕作地です。譲渡人と譲受人は他人であります。以前より譲渡人の母親と譲受人の父親との間で売買について、合意を得ていましたが、許可申請にまで及んでおらず、今回申請となりました。問題ないかと思えます。

(議 長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんから質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第3番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第1号第3番について、譲渡人と譲受人は親族関係にあります。譲渡人は50年ほど前に県外に転居しており、当町に帰ってくる予定もないため、現在申請地の管理をしている譲受人に売買するものです。特に問題はないかと思えます。

(議 長)

平林委員よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第3番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第3番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第1号第4番について、中黒委員よりご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第1号第4番について、申請地は譲受人の住居のすぐ裏手にあり、露地野菜を耕作する計画で、譲渡人と合意に至ったようです。譲受人は現在数か所で営農されているので、問題ないかと思えます。

(議 長)

中黒委員よりご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第1号第4番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第1号第4番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第2号「農地の転用に伴う権利移動承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書3～17ページ、審査書を基に説明。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第2号第1番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第2号第1番について、転用目的は共同住宅の敷地ということで、譲受人は、現在造成済みの宅地について、共同住宅の建築を計画しておりますが、進入路の幅員が不足しているため、これを拡幅するため隣接した農地の一部を分筆し、取得したいということで、今回の申請となりました。特に問題はないかと思えます。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第2号第2番について、濱中委員からご説明をお願いします。

(濱中委員)

議案第2号第2番について、非農家の自己住宅ですが、譲受人は現在浜崎地区で借家に住んでおり、申請地への移住を希望していたところ譲渡人と合意に至ったため今回の申請となりました。計画も妥当であり、問題ないかと思えます。

(議 長)

濱中委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第2号第2番について、原案のとおり承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、関連がありますので、議案第2号第3番及び第4番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第2号第3番及び第4番について、申請地は元々1筆の農地であり、譲渡人の高齢化により、管理ができなくなり、活用方法を考えていたところ、太陽光発電施設用地として利用したい両譲受人と合意に至ったため、2筆に分筆し、今回申請となったようです。分筆し、

別々の譲受人に譲渡する2つの計画として申請されているため、本来は不要なのですが、元々の農地が2,000㎡を超えていたため、事務局からの行政指導により、隣接農地関係者同意書が提出されております。ただ、隣接する宅地の所有者数名から本計画への反対意見が出ており、ほとんどの反対者は周囲に迷惑がかからないのなら、という条件付きで同意してくれたようですが、一番の反対をしていた方が国外に勤めに出ており、5月上旬まで帰らないということで、最終の合意にまで至っていないようです。審議のほど、お願いします。

(議長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

(三村委員)

先ほどのご説明で、反対者がいるということでしたが、具体的にどういう内容で反対しているのでしょうか。また、反対者がいるなかで申請を通してよいのかを聞きたいと思います。

(中川委員)

反対意見としては、電磁波が出るのでは、反射光の影響があるのでは、といった太陽光パネルの設置についての反対意見でした。

(森田委員)

反対者がいらっしゃるのなら、その方が帰ってからご意見を再度尋ねたうえで申請されてはいかがでしょうか。

(中川委員)

その旨も譲受人の代理人に尋ねたのですが、急ぎ申請を行いたいということで今回の申請

となったようです。

(佐竹委員)

強行しようということでしょうか。

(事務局)

補足させていただきます。今回の申請については、申請以前から代理人及び計画反対者から事務局へそれぞれ相談を受けていたため、代理人に対して、行政指導として、隣接農地関係者同意書と宅地を含む附近の土地に被害が及ぶ場合は当事者間において誠意をもって解決する旨の確約書の両方を添付していただき、且つ反対者からの同意を得たうえで、申請書を提出するよう指導しておりました。時間を空けて、今回申請があったため、前述の一番の計画反対者に対して同意の有無を確認するため、連絡を取ろうとしたところ、電話に出られませんでした。これは後ほど国外に出ていたためと判明したのですが、計画反対者のうち、別の方と連絡を取ったところ、LINEであれば一番の計画反対者と連絡が着くとのことで、反対意見があれば農業委員会総会までに連絡をくれることになっていましたが、連絡がなかった、という状況です。

今回の転用申請書類について、確約書を含めて書類は全て揃っている状態です。ただ、計画の確実性という点において、反対者の意見がはっきりしていないため、一部疑義が生じております。

(森田委員)

書類は全て揃っているが、道義的に反対者が残っているにも関わらず承認してよいかとい

うことでしょうか。

(事務局)

はい。

(中野委員)

反対者が残っているのなら、同意の確認ができてから再度申請してもらうべきではないでしょうか。

(佐竹委員)

書類が揃っているということですが、反対者の署名は要らないのでしょうか。

(事務局)

今回の場合は、反対者が隣接している宅地の関係者であったので不要です。確約書は譲受人のみの署名捺印であり、行政指導で添付してもらった隣接農地関係者同意書は農地の所有者又は耕作者に対してのみ署名捺印をもらいます。そのため、事務処理要領上は今回の反対者の署名がなくても書類が全て揃っていることになります。

(議 長)

反対者の同意を得たうえで来月に再度申請してもらうか、書類が全て揃っているため今月承認するかどちらかかと思います。

(中黒委員)

仮に来月再度申請する場合でも、書類は全て同じものが出てくるということですか。

(事務局)

はい。日付が変わるだけで、書類の中身に代わりはありません。

(三村委員)

そのような状態で一月ずらすというのは申請者に迷惑がかかるのではないのでしょうか。

(佐竹委員)

反対者がいることについて、何らかの条件を付けるのはいかがでしょうか。

(議 長)

反対者含めて周囲に迷惑がかからないように別紙誓約書を添付するという条件を付けて許可するという案はいかがでしょうか。

(異議なしの声)

再度お諮りします。議案第2号第3番及び第4番について、誓約書を別途添付するという条件付きで原案のとおり承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第2号第3番及び第4番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書18、19ページを基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたが、議案第3号第1-1番から第1-3番については、議案第4号第

1－1番と関連がありますので、併せて後ほど審議させていただきます。同様に、議案第3号第1－4番から第1－5番については、議案第4号第2－1番と関連がありますので、併せて後ほど審議させていただきます。それでは、議案第4号「農用地利用配分計画承認について」事務局から説明します。

(事務局) 議案書20、21ページを基に説明。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第4号第1－1番について、議案第3号第1－1番から第1－3番と併せて私からご説明いたします。

議案第3号第1－1番から第1－3番及び議案第4号第1－1番は同じ件であり、農地中間管理機構を通して借主に使用貸借するものです。借主は以前より同地区において水稻栽培に積極的に取り組んでおり、経営規模の拡大を図るもので、特に問題ないと思います。

私からの説明は以上ですが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第3号第1－1番から第1－3番及び議案第4号第1－1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第3号第1－1番から第1－3番及び議案第4号第1－1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第4号第2－1番について、議案第3号第1－4

番から第1－5番と併せて私からご説明いたします。

議案第3号第1－4番から第1－5番及び議案第4号第2－1番は同じ件であり、農地中間管理機構を通して借主に使用貸借するものです。貸主は以前より別の借主と利用権設定を結んでおりましたが、別の借主の高齢化につき、利用権設定を解約しようかと考えていたところ、今回の借主が耕作してくれるということで合意に至りました。特に問題ないと思いません。

私からの説明は以上ですが、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

議案第3号第1－4番から第1－5番及び議案第4号第2－1番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第1－4番から第1－5番及び議案第4号第2－1番について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、議案第5号「その他について」事務局から説明します。

(事務局) 土庄町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)を基に説明。

(議 長)

この件につきまして、皆さんからご質問はありますか。

質疑がないようですので、決議にうつります。

土庄町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について、原案のとおりご承

認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

土庄町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について、原案のとおりご承認いただきました。続きまして、2月定例会より審議している無断転用の件について、無断転用者への勧告書に基づき、無断転用者に本日出頭していただいておりますので、これより出席していただき、事情聴取を行いたいと思います。

(無断転用者出席)

(議 長)

農業委員会総会では、議事録の公表が義務付けられているため、ボイスレコーダーで録音を行っておりますが、よろしいですか。

(無断転用者)

はい。結構です。

(議 長)

それでは、今回滝宮地区で発生した無断転用の件について、事務局から経緯を説明いたします。無断転用者様は、その内容に齟齬がある、または不足している部分がありましたら、事務局の説明ののちにご発言をお願いします。

(事務局) 滝宮地区 農振農用地区域を含む無断転用案件における経緯(概要)及び概要説明平面図を基に説明。

(議 長)

事務局より説明していただきましたが、無断転用者様からご指摘または不足説明がありましたらお願いします。

(無断転用者)

細かい部分について、経緯が正しいか否かの記憶は定かではありませんが、今回の件については私個人の行為でありまして、皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。すべて私の一存でやったことです。農振地区に該当し、違反していることについては、承知の上で実施しました。私の個人的な見解で行ったことは反省しております。弁解の余地もございません。事前に事務局に相談するという行為、それから地元の農業委員会の方にもう少し相談すべきでありましたが、そういう考えが起りませんで、たいへんご迷惑をおかけしておりますことについては、この場を借りてお詫び申し上げます。関係する私の知人や友人の方たちとは別に私個人のこととして協議いただき、何らかの処置をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。正直何とか継続する方法をみなさまにいただければ幸いではあります。それ以上私の方でどうということはありませんので、どうぞご判断をいただきたいと思います。この場を借りて、皆さまにお詫び申し上げます。以上です。

(議 長)

委員の皆さまからご質問はありますか。

(事務局)

先ほどの話のなかで、知人友人の方とは関係がなく、あくまで個人として協議いただきました

いとのことでしたが、今回はあくまで事情の調査を行うもので、各友人や行政書士さんとのような話をしたなかで無断転用に至ったか、ということは調査の対象となります。

(無断転用者)

行政書士さんについては、取り交わしを今回したものではなく、私どもの会社の担当行政書士であり、会社関係の申請等々、島内における事柄はすべてお願いしている間柄です。今回は個人的な業務でしたが、そういう間柄のなかで私が依頼したという間柄です。

(森田委員)

行政書士さんとは懇意にされていることと思いますが、この行政書士はこの農地が農振農用地であることを知ったうえで仕事を受けたのですか。

(無断転用者)

農振地区に入っているのです、どうやったら除外することができるのかを相談いたしました。農振地区とわかっていて、事業をやろうやろうと話を進めた訳ではありません。

(濱中委員)

経緯にもありましたが、再三に渡って事務局から不可だと言われてますよね。どうして、着工前に、行政書士に至ってはプロですから当然農振農用地から除外しないといけないのは分かっていますよね。なぜ今になってそれを、認めてくれというようなことを言えるはずがない。このように改善しなさいということを知られているにも関わらず。

(中野委員)

農振農用地の除外についてですが、除外できるということを知っていますか。

(無断転用者)

除外する方法は伺いました。ただ、時間がかかるということで。

(中野委員)

そこで疑問なのですが、時間がかかるということでなぜ除外をせずに事業をしたのか不思議でなりません。あなたは、自身の判断で事業を行ったと仰いましたが、簡単に地目を変えられると考えたのですか。

(無断転用者)

なぜ急いで事業をしたのかといいますと、経緯にありますように3年前に、

(中野委員)

そのようなことを聞いているのではありません。あなたは法律を破ってでも事業をしようとしたのですか。

(無断転用者)

そうです。

(三村委員)

本人も悪いと自覚したうえで事業を実施したのですね。正式な場を踏んで事業を実施するのが本来の方法かと思います。今までに農地の転用を含め農業委員会への申請を行政書士さんに依頼したことはありますか。

(無断転用者)

ありません。

(三村委員)

土庄町が初めてですか。

(無断転用者)

はい。今回の太陽光を相談したのが初めてです。

(石井委員)

地元委員の石井です。荒廃農地防止のためにやられたということで、草刈りなど今までも業者に依頼するなど、お金をかけていたことを知っています。ですが、今回したことは違法行為です。現在、売電を開始していますね。転用の許可を得てから事業実施、売電というのが通常です。許可も農業委員も無視してやればやり得ということで実施しているかと思えます。スイッチの ONOFF で一旦 OFF にすることはできませんか。誠意があるのであれば。

(無断転用者)

私もわかりません。実は、設置した業者とまだ正式な打ち合わせができておらず、操作方法どころか確認の仕方の説明も受けておりません。売電は開始しているかと思いますが、止められるか否かはわかりません。

(石井委員)

スイッチで ONOFF ができないのであれば、シートをかけるなり線を切断するなりといった方法は考えられませんか。現在違法に設置している状態です。売電を停止するべきと思います。

(無断転用者)

確認します。スイッチで ONOFF ができるか、高松の事業者で、確認はできると思います。

(森田委員)

今は設置したままを前提に話をしていますが、許可が得られなければ撤去するということですか。撤去する気は全くないのですか。

(無断転用者)

撤去するということは廃棄するということかと思いますが、最終的にそういう判断が示されれば勿論そういう判断をしなければならないと思いますが、相当なお金がかかっておりますので、私としては、

(森田委員)

相当なお金をかけているのであれば、もっと最初に慎重になるべきじゃないですか。あなたはすごく立派な経営者なのですよ。もっと冷静に物事を考えるべきだったかと思います。横暴な行為じゃないかと思います。

(無断転用者)

農振地区などについて、正直よく理解はしておりませんでした。時間の期限があったため、手続きについて、安易に考えておりました。

(佐竹委員)

お聞きします。施工業者はどこですか。

(無断転用者)

高松です。

(佐竹委員)

土地の造成は。

(無断転用者)

■です。

(佐竹委員)

施工業者から許可を取っているかどうか確認はありましたか。

(無断転用者)

ありませんでした。

(佐竹委員)

ほかに太陽光発電設備を設置する予定はありますか。

(無断転用者)

ありません。過去に会社で太陽光パネルを設置した経緯があり、売電単価が下がる前に設置の方がいいというアドバイスがありましたので、今回の土地に3年前に計画しました。当時は、農振地区の知識が全くなかったので、申請してしまいました。今後は設置する予定はありません。

(議 長)

農振地区のことばかり仰いますが、農振農用地の除外と転用申請は別の申請になります。事務局と協議するなかで申請が必要なことはご理解いただいたかと思いますが、申請する意思はありましたか。

(無断転用者)

申請することを前提に当初事務局の方に相談させていただきました。結果的に、意思がなかったとみなされても致し方ないかと思っています。

(事務局)

先ほど申請する意思の確認があったかと思います。今後の話になりますが、我々農業委員会は、たちまちは事業の停止の指導、事情の調査及び県への報告を行うのみで原型復旧命令を出すか追認許可を行うかなどの判断は香川県農政課の管轄になります。もし、香川県農政課が追認許可を認めてくれる場合は今からでも申請を行う意思はありますか。

(無断転用者)

勿論です。

(事務局)

石井委員から誠意があるのであれば、シートを被せる、物理的に線を切ってしまうといった方法を取ってでも売電を停止する意思はありますかという確認がありました。これは停止することが誠意かと思います。停止する場合、今からの申請ですと、最も早くて平成29年8月に農振農用地の除外の申請となります。農振農用地の除外は年3回しか受け付けておりません。ここから除外に至るまで長くて4ヶ月程度かかります。その後、農地転用の申請を行うと平成29年度末頃の転用許可になることもあります。この間、売電を停止してでも申請を行う意思はありますか。

(無断転用者)

停止ができるかを先ず確認させていただきたいと思います。おそらく線の切断となると復旧はできなくなると思います。スイッチによる停止ができるかは全く分かりませんので、速やかに確認をして連絡をさせていただきたいと思います。

(事務局)

副会長から施工業者の確認があったかと思います。造成については、[REDACTED]。施工業者は、高松、ということでしたが、具体的な社名は教えていただけないのですか。

(無断転用者)

造成については、[REDACTED]ということ、これは私の不注意で、迷惑がかかるのかと思いますが、正直高松の業者名については、現時点では控えさせていただきたいと思います。言っただけいけない、ということはないかと思いますが、これ以上迷惑をかけたくないので控えさせていただきたいと思います。

(事務局)

本日の事情の調査の結果については、県に報告する必要がありますので、このまま報告させていただきます。県への報告書の様式に施工業者を記載する欄がありますので、あくまで施工業者に対してペナルティを与えることが目的ではなく、純粹に確認をするためだけに教えてほしいという指導が県からありましたら再度聞くことがありますが、その際は対応をお願いします。

(無断転用者)

はい。

(事務局)

仮の話ですが、もし、香川県から追認許可が得られるとなった場合です。この追認許可を得られるかどうかを判断するために先ず事業の計画書を最低限提出していただく必要があります。というのも、現在お聞きしている計画は東側の別の所有者の農地も設置の予定に入っていましたが、現在は着工していません。最終的にどういう計画でいるのかを示していただかないと香川県も追認許可が可能かどうか判断できない状態です。提出いただく計画書は農地転用の様式が望ましいです。平面図や断面図が必要になるので、農業委員会の事務局まで提出をお願いします。

(無断転用者)

パネル事業の計画、ということですか。

(事務局)

はい。できるだけ早期に提出ください。遅くなるようであれば進捗状況の報告をお願いします。

(議 長)

長時間に渡り、無断転用者様もご対応いただき、ありがとうございました。

(無断転用者退席)

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 平成29年度香川県農業施策について

定例会前に香川県小豆総合事務所農業改良普及課 岡崎課長より説明。

○ 来月の委員会について

開催日時 5月19日(金) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議長)

協議・報告事項は、以上です。

皆様から何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日は長い時間ありがとうございました。

閉会時刻 16時21分

議事録署名人 議長 濱岡 重夫

議事録署名人 中野 博喜

議事録署名人 藤田 忠義